

生田哲郎◎弁護士・弁理士／森本 晋◎弁護士

リレーショナル・データベースの複製権・翻案権侵害の成否

[東京地方裁判所 平成26年3月14日判決 平成21年(ワ)第16019号]

1. 事件の概要

本件は、旅行業者向けシステムに含まれる検索および行程作成業務用データベース（以下、原告CDDB）の著作権を有する原告が、被告らに対して、被告会社の旅行業者向けシステムに含まれる検索および行程作成業務用データベース（以下、被告CDDB）は原告CDDBの複製または翻案に該当するものであり、被告システムの販売に伴う被告CDDBの複製等の行為は原告の著作権の侵害であると主張して、被告CDDBの複製等の差し止めおよび損害賠償を請求した事案です。

本判決は、リレーショナル・データベースの複製権・翻案権侵害の成否について、極めて精緻に判断したものであり、実務上大変参考となるものです。

2. 裁判所の判断

(1) 被告CDDBには、被告システムの販売時期によって、「当初版」「2006年版」「現行版」「新版」という4種類が存在します。

本判決は、前3種について複製権侵害の成立を認め、「新版」については複製・翻案には当たらないとしました（請求一部認容）。

(2) 裁判所は、リレーショナル・データベースの複製権・翻案権侵害の判断基準の一般論について、以下のように判示しました。

「リレーショナル・データベースにおいては、……情報の選択又は体系的構成によってデータベースの著作物と評価することができるための重要な要素は、情報が格納される表であるテーブルの内容（種類及び数）、各テーブルに存在するフィールド項目の内容（種類及び数）、各テーブル間の関連付けのあり方の点にある」

「原告CDDBのようなリレーショナル・データベースについて情報の選択に創作性があるというためには、データベースの主題、用途やデータベースの提供対象等を考慮して決定された一定の収集方針に基づき収集された情報の中から、更に一定の選定基準に基づき情報を選定することが必要であり、また体系的構成に創作性があるというためには、収集、選定した情報を整理統合するために、情報の項目、構造、形式等を決定して様式を作成し、分類の体系を決定するなどのデータベースの体系の設定が行われることが必要である」

「データベースの著作物として保護さ

れるのはあくまでも、具体的なデータベースに表現として表れた情報の選択や体系的構成であって、具体的な表現としての情報の選択や体系的構成と離れた情報の選択の方針や体系的構成の方針それ自体は保護の対象とはならない」

(3) 裁判所は、被告CDDBの「当初版」「2006年版」「現行版」「新版」のそれぞれについて、原告CDDBの複製・翻案に該当するか否かを判断していますが、本稿では、紙幅の関係で、被告CDDBの「当初版」「2006年版」が、原告CDDBの複製に当たるとした判断と、「新版」が複製・翻案に当たらないとした判断の理由づけの部分を要約して紹介します。

ア 「当初版」「2006年版」について
(ア) 体系的構成

① 原告CDDBにおける27個のテーブルにつき、これと一致する28個のテーブルが被告CDDBにも存する。また、原告CDDBと被告CDDBで一致するテーブルに存する総フィールドが288個に上り、このうち、原告CDDBと一致するフィールド数は、252個である。

さらに、原告CDDBと被告CDDBで一致するフィールドについて、同様のリレー

ションが存在する。テーブルの設定の相違から、被告CDDDBにおけるリレーションの線が原告CDDDBと比して少なくなっている部分についても、テーブルが実質的に一致しており、これらテーブルに含まれるフィールドの内容等からもリレーションの取り方は実質的に同一である。

② 原告CDDDBと被告CDDDBにおいて共通するテーブルでは、各テーブルを構成するフィールドのほとんどが共通し、リレーションの取り方もほぼ共通する。

両者に共通するこれらの体系的構成は、原告CDDDBの制作者において、それまでのデータベースにはなかった設計思想に基づき構成した原告CDDDBの創作活動の成果であり、その共通する部分のみでデータベースとして機能し得る膨大な規模の情報分類体系であると認められ、制作者の個性が表現されている。

したがって、被告CDDDBと共通する原告CDDDBの部分については、データベースの体系的構成としての創作性を有する。

③ 両者で一致しないマスターテーブルとして、被告CDDDBの「25観光料金マスタ」「27観光種別マスタ」等があり、これらは原告CDDDBには含まれていない。

しかし、原告CDDDBの「21観光施設テーブル」他では4種類までの料金しか登録することができないところ、被告CDDDBでは「25観光料金種別マスタ」を設けることにより5種類以上の料金設定についても登録できるようにテーブルを設けることとしているが、料金種別を増やすためにテーブルを設けること自体は、原告CDDDBに新たに創作的表現を加えたものとはいえない。

また、被告CDDDBの「27観光種別マスタ」等は、被告CDDDBにおいて新たに加わった

創作的表現の成果ということとはできず、実質的に原告システム中に存する原告CDDDBと関連する部分を、CDで提供されるデータベース中に移した関係にすぎない。

フィールドについてみても、被告CDDDBのこれらマスターテーブルに含まれるフィールドは、リレーションの取り方から見て、原告CDDDB中のテーブルを構成するフィールドと実質的な相違はない。

リレーションの取り方についてみても、被告CDDDBのリレーションの取り方は、原告CDDDBのリレーションの取り方に、新たな創作性を加えたものとはいえない。

④ そうすると、被告CDDDBが原告CDDDBと共通性を有する部分は、原告CDDDBの創作的表現の本質的特徴の同一性が維持されており、これを直接感得することができるが、被告CDDDBにおいて変更が加えられた部分は、創作性を有しない部分である。

(イ) 情報の選択

① 原告CDDDBと被告CDDDBでは、被告CDDDBのテーブル数31個のうち28個において原告CDDDBと一致する。また、318個のフィールドのうち、252個のフィールドが一致する。

② 原告CDDDBと被告CDDDBで一致する地点名テーブルの道路情報等は、原告CDDDBの制作者において、選択の幅のある中から一定の選択方針に基づき選定し、あるいは全く任意に番号等を設定したもので、創作性を有する。

③ 原告CDDDBと被告CDDDBの共通部分である道路、道路位置等の選別・選択について、原告CDDDBの制作者による創作活動の成果が表れており、創

作者の個性が表現されている。

④ 被告CDDDBが原告CDDDBと同一性を有する情報の選択に関する部分は、原告CDDDBの創作的表現の本質的特徴を直接感得することのできる同一性が維持されている。

イ 「新版」について

(ア) 体系的構成

① 原告CDDDBの20個のテーブルについて、一致するテーブルが被告CDDDBに存するが、フィールドの構成やリレーションの取り方に被告CDDDBと異なる点がある。

また、被告CDDDBの全フィールド数は326個であるが、原告CDDDBと被告CDDDBで一致するフィールドは133個である。

テーブル間の関連づけについては、被告CDDDBの新版では、一部テーブルを削除したことによるリレーションの消滅が見られるし、新たなテーブルの新設による新たなリレーションが多数発生している。

② 原告CDDDBと被告CDDDBで一致するテーブルについて詳しくみると、検索対象となる宿泊・観光施設や経路等についてのテーブル、フィールドおよびそれらについてのリレーションに関し、被告CDDDBでは相当な変更がなされている。

③ 被告CDDDBにおいては、原告CDDDBと共通性を有する一部のテーブルにより、出発地点等に面した道路に関するデータの検索や道路を利用した移動に関する経路探索を可能にしている点で、なお原告CDDDBの創作的表現の本質的特徴を直接感得できる部分もあるように思われる。

④ しかし、出発地等に面した代表道路地点に関連して、その緯度経度情報

による経路探索を行うことを可能とする被告CDDDBの各テーブルおよびこれらを結ぶリレーション等は、被告CDDDBの全体のフィールド数、リレーションの取り方からみてごく一部であり、新たに設けられたテーブルとの間に新たなリレーションが取られている。これら新設テーブルについては、テーブルに含まれるフィールドの内容や機能等から、被告CDDDBにおいて、新たな創作的表現として加えられたといえる。

すると、従前の一致部分が削除されたり、新たな創作的表現が付け加えられたりしている被告CDDDB全体からみた場合、原告CDDDBと共通性を有する部分は、被告CDDDBの全体の中からみれば、もはや原告CDDDBの表現の本質的な特徴を直接感得することができなくなっている。

(4) 情報の選択

① 被告CDDDBの全テーブル数29個のうち、原告CDDDBと一致するテーブルはそのうちの20個である。被告CDDDBの全フィールド数は326個であり、原告CDDDBと一致するフィールドは133個である。そして、被告CDDDBにおいては、相当の数の新たなテーブルが設置され、既存のテーブルについても、詳細化するフィールドの追加が相当数されている。具体的な道路地点についての緯度経度情報の完全一致率は10%に満たないし、被告CDDDBの全データと比較して、原告CDDDBと一致する選択道路の割合は半分以下となっている。

さらに、被告CDDDBの全レコード数は約270万件に及び、原告CDDDBとは情報量に相当の隔たりがある。

② 被告CDDDBには、原告CDDDBと同じ誤りや不自然な表現方法の同一性

もみられるが、共通性を有する部分の表現方法ないし誤り自体には、原告CDDDBの創作性があるものと認めるべき内容はみられない。

③ これらを総合勘案すると、被告CDDDBにおいては、情報の選択において原告CDDDBと共通性を有する部分は少なく、共通性を有する部分については創作性を有するものとは認め難いか、あるいは原告CDDDBの創作的表現上の特徴を直接感得することができない。

3. 考察

(1) リレーショナル・データベースの著作物性および複製権侵害を認めた先例としては、東京地裁平成14年2月21日中間判決〔マンション販売用DB〕があります。

本判決はリレーショナル・データベースの創作性を基礎づける重要な要素として、テーブルの内容（種類および数）、フィールド項目の内容（種類および数）、各テーブル間の関連づけの在り方という3つに着目すべきであるとして、上記マンション販売用DB事件中間判決を踏襲しています。

そして、本判決は、さらに進んで、リレーショナル・データベースにおいて、「情報の選択又は体系的な構成」（著作権法12条の2第1項）の創作性が認められる条件として、「情報の選択」においては、一定の収集方針による情

報の収集と、一定の選定基準による収集情報の選定が必要であり、また、「体系的な構成」においては、様式の作成や分類の体系を決定するといったデータベースの体系の設定が必要であることを明らかにしています。

(2) 本件では、被告CDDDBにおいては、原告CDDDBのデッドコピーに近かったと思われる「当初版」から「新版」まで、順次改変を行ってきたものであり、「新版」に至って初めて著作権侵害を回避することができたものです。

本判決は、改変がどの程度に至れば著作権侵害を回避できるかという観点からも興味深い事例といえるでしょう。

(3) リレーショナル・データベースの著作権侵害事件において、原告は被告データベース構造を何らかの方法で解析しなければならず、大変な労力を必要とします。

また本件では、訴えの提起から判決まで5年近い期間を要しています。

本件において、原告CDDDBにはコピープロテクトが施されていなかったと認定されており、原告における自社技術情報の流出防止措置が不十分であった事例です。適切な管理が行われていれば、多大な時間と労力を費やすことは避けられたかもしれず、その意味で、本件は教訓とすべき事例といえるでしょう。

いくた てつお

1972年東京工業大学大学院修士課程修了。技術者としてメーカーに入社。82年弁護士・弁理士登録後、もっぱら、国内外の侵害訴訟、ライセンス契約、特許・商標出願等の知財実務に従事。この間、米国の法律事務所に勤務し、独国マックス・プランク特許法研究所に在籍。

もりもと しん

東京大学法学部卒業。2002年弁護士登録。知的財産権法務、システム関連法務等を得意とする。日本弁理士会能力担保研修講師（2010年～）。2013年度中小企業診断士試験合格。